

## 総合評価方式（機構支援業務等）に係るガイドラインの改訂について

「独立行政法人都市再生機構における総合評価方式実施ガイドライン（機構支援業務等）」につきまして、以下の改定を実施しましたので、お知らせいたします。

なお、詳細につきましては、「独立行政法人都市再生機構における総合評価方式実施ガイドライン（機構支援業務等）」をご参照ください。

### （1）ワーク・ライフ・バランス等の推進企業を評価する取組みの追加

「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取扱い指針」（平成 28 年 3 月 22 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定。）等により、価格以外の調達を行うときは、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組みを推進することとされています。

機構支援業務等においても、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価することとし、その具体の評価方法について以下のとおり定めます。

#### 1) 評価項目

技術評価点における評価項目のうち、「企業独自の取組」を必須評価項目として設定し、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価します。

#### 2) 配点の変更

ア) コンサルタント業務（グループ 1） **【詳細は表 1 参照】**

① 企業の「企業独自の取組」を評価項目として採用

（標準：0 点→2 点満点）

② 上記の見直しに伴う技術者の「業務実績」の配点減

（標準：10 点満点→8 点満点）

イ) お客様等対応業務・UR 賃貸住宅建物等管理業務（グループ 2）

配点の変更はなし（「企業独自の取組」の評価項目に追加します。）

#### 3) 評価の対象

評価の対象は以下のいずれかの認定等を受けている企業とします。

ア) 女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし企業）※1

イ) 次世代法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん企業）※2

ウ) 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール企業）※3

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 9 条に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）又は同法第 8 条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常

時雇用する労働者の数が 300 人以下のものに限る。)をいう。

※ 2 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 13 条又は第 15 条の 2 に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※ 3 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）第 15 条に基づき基準に適合するものと認定された企業をいう。

## （２）UR賃貸住宅募集等業務の価格点と技術点の比率の変更について

技術提案における創意工夫によるお客様サービスの向上・契約件数の増加を期待する観点から、技術評価を重視することとし、価格評価点 1 に対し技術評価点 2 の割合に変更する。

以 上

表 1 コンサルタント業務（グループ 1）

		着眼点	改訂前		改訂後		
			採否（配点）	ウェイト	採否（配点）	ウェイト	
基本事項評価	企業	業務実績	◎（0～5）	8～17%	◎（1～5）	12～20%	
		業務成績	◎（0～5）	（標準 5 点）	◎（1～5）	（標準 7 点）	
		企業独自の取組			◎（2）	<b>[+2 点]</b>	
		企業信頼度	—	—	—	—	
		業務拠点					
	技術者	業務実績	管理者	◎（10）	17～25% （標準 12 点）	◎（8）	13～22% （標準 10 点） <b>[▲2 点]</b>
			担当者	—		—	
		資格	管理者	○（5）		○（5）	
			担当者	—		—	
		業務成績	◎（*）	◎（*）			
		地域精通度	○（0～5）	○（0～5）			
	ヒアリング	○（加点なし）	—	○（加点なし）	—		
	技術提案書	実施方針 （業務理解度、 実施体制）	◎（20～25）	66%～75% （43 点）	◎（20～25）	66～75% （標準 43 点）	
評価テーマ		◎（20～25）		◎（20～25）			
技術点合計		60		60			

「◎」：設定（必須） 「○」：必要に応じて設定 「◎（\*）」：今後、導入を予定

※ 業務成績評定が一定の点数以下の場合には加点と同程度のウェイトでの減点を行う。